

奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県条例第七十四号

奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第二条第三号」を「第二条第四号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。